

勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業補助金交付要綱

令和4年8月26日

医人第370号

(趣旨)

- 第1条 県は、2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始までに、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みを進めていく医療機関に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

- 第2条 補助金の対象となる事業は、「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）に基づく事業とする。

(補助事業者)

- 第3条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、実施要綱第2条に該当する医療機関とする。

(交付額の算定方法)

- 第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額を予算の範囲内で交付するものとする。
- (1) 当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。実施要綱第2条(3)において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の最大使用病床数とする。）1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、実施要綱第4条の経費に対してそれぞれ(2)の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を助成額とする。ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。
- (2) 補助率については以下のとおりとする。

経費区分	補助率
資産の形成につながる費用	9 / 10
その他の費用	10 / 10

(3) 資産の形成につながる費用とは、別表のとおりとする。

(4) 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受け、補助金全額を返還しなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(5) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第5号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税額の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、この報告に基づき、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、補助金の交付の申請をしようとする者に対して別途通知するものとする。

(記載事項)

第7条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類

の添付は要しない。

(暴力団排除に関する誓約)

第8条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(交付決定通知書の様式)

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の概算払)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算払をすることができる。

(遂行状況報告)

第11条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第12条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、補助金交付申請日の属する年度の3月31日とする。

(確定通知書の様式)

第13条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の返還)

第14条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この交付要綱に定める補助対象事業については、第1条第2項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)の適用がある。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 資産の形成につながる費用（第4条関係）

区 分	定 義
資産の形成につながる費用	<p>性質又は形状を変えずに比較的長期間使用に耐えるもので、一品の取得価格（寄附受入れのものにあつては見積額）が100,000円以上のものを購入する場合の費用。</p> <p>ただし、次の各号に掲げるものは消耗品であり、これらを購入する際の費用は、資産の形成につながる費用には含まれない。</p> <ol style="list-style-type: none">1 ガラス製品及び陶磁器等で破損しやすいもの2 試験、研究及び実習等のため破壊するもの3 図書等で1年以内のサイクルで発刊又は改版されるもの4 記念品、ほう賞品及びその他これらに類するもの

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

所在地：

事業者名：

代表者職・氏名：
